

白岡市建設工事請負等指名競争入札執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、製造の請負、製品等の買入れ及び調査、設計、測量等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 白岡市建設工事請負等指名業者選定委員会は、白岡市建設工事等請負指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から指名業者を選定し、市長に報告するものとする。

2 前項の規定により選定する指名業者の数は、5人以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指名及び入札の通知等)

第3条 市長は、前条に規定する指名業者の選定の報告を受けたときは、直ちに指名業者を決定し、当該指名業者に対し、入札指名通知書を送付しなければならない。

2 市長は、指名業者に決定した者に対し、建設工事等の積算内訳書の提出を求めることができる。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、市長が指定した者をもって充てる。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たり、当該建設工事等を所掌する課等の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札参加者の配置について十分配慮しなければならない。

2 入札執行者は、当該入札に付する建設工事等の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札)

第6条 入札執行者は、あらかじめ指定した時間に入札を開始するものとする。

2 入札執行者は、開始を告げた後、次の事項について確認を行うものとする。

(1) 建設工事等の名称及び場所

(2) その他入札執行者が特に必要と認める事項

3 前項に規定する確認後の入札参加は、認めないものとする。

4 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

5 入札は、入札書に名称、場所、金額その他必要な事項を記載させ、記名の上、封筒に入れて提出させなければならない。

(代理人による入札)

第7条 入札は、代理人をして行うことができる。

2 代理人は、入札・見積委任状（以下「委任状」という。）を入札執行者に提出しなければならない。

3 入札執行者は、委任状の提出を受けたときは、入札前に第3条第1項に規定する指名業者の代理人であることを確認しなければならない。

（入札の辞退）

第8条 入札執行者は、指名を受けた者が入札の辞退を申し出たときは、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参させる。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

2 前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わない。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第10条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、参加希望者が1人であるときは、当該入札を取りやめるものとする。

（開札）

第11条 開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において、入札参加者の立会のもとに行わなければならない。

2 前項に規定する入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣した後、直ちに入札書の適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、入札書を入札てんまつ書記載順又は入札価格順に整理し、予定価格の封筒を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。

5 入札執行者は、開札の結果、次の各号のいずれかに該当する事項を公表するものとする。

(1) 予定価格を超える場合においては、入札のあった中で最低価格の金額

(2) 予定価格以下の場合において、建設工事の請負、製造の請負、製品等の買入れ、調査、設計、測量に関する業務委託以外の業務委託に該当するものであって最低の価格をもって入札をした入札参加者名及び入札価格

(3) 予定価格以下の場合において、調査、設計、測量に関する業務委託に該当するも

のであって、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした入札参加者名及び入札価格

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (5) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (6) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札

(落札者の決定)

第13条 入札執行者は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、調査、設計、測量に関する業務委託においては、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書等を徴すものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴すものとする。

(落札者決定の保留)

第14条 入札執行者は、落札者の決定に係る低入札価格を設けたときであって、当該低入札価格から消費税及び地方消費税を除いた額未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する旨を宣言の上、入札執行を終了するものとする。

- (1) 契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる価格による入札
- (2) 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる入札

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（最低価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するく

じを引かせ順位を決定する。

- 3 第1項の場合において、低価格入札の価格に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず調査順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により調査順位を決定するくじを引かせ、調査順位を決定する。
- 4 前2項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 前3項の規定により順位を決定したときは、くじを引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、記名させるものとする。
- 6 入札執行者は、くじによる順位が決定したときは、当該入札場所において入札参加者にその順位を発表する。

(低価格入札の調査)

第15条 入札執行者は、低価格入札のうち最も入札価格の低いものについて調査し、前条第1項各号のいずれかに該当しないと認められるときは、当該入札をした入札者を落札者とする。

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。
- 3 すべての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とする。この場合において、前条第2項の規定によりくじ引きによって順位を決定したときは、順位の高い者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対し、その入札書にくじを引いた結果落札した旨及び記名させるものとする。
- 3 第14条第4項の規定は、第1項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

(再度入札)

第17条 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときは、当該入札場所において直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加したものとする。ただし、初度入札において最低制限価格未満の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。

(1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、低価格入札があったとき。

(2) 再度入札に参加できる者が2人以上いないとき。

(不調時の取扱い)

第18条 入札執行者は、再度入札によっても落札者がいないときは、入札を打ち切り、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加したものとする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、同項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 再度入札で低価格入札がなかったときにおいて、第1項ただし書の規定により随意契約の方法による契約の締結を行おうとするときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き、当該入札場所において、直ちに随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。

4 再度入札で低価格入札があったときにおいて、第15条の規定により落札者を決定できないときに第1項ただし書の規定により随意契約の方法による契約の締結を行おうとするときの取扱いについては、次に定めるところとする。

(1) 第14条第1項の規定による入札執行の終了に当たり落札者を決定できないときは、入札執行者は、別に定める期日に随意契約の相手方となることを希望する者から見積書の提出を受け、見積り合わせを行う旨を宣言する。

(2) 市長は、前号の規定により随意契約の相手方となることができる者に対して、随意契約に係る見積書の提出を依頼するものとする。

(3) 随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあっては、委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。

5 前2項の場合において、同価格の見積書が提出された場合は、くじ引きによって契約の相手方を決定するものとする。この場合において、くじ引きの方法は第16条の規定を準用するものとする。

(落札結果等の通知)

第19条 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

2 市長は、第14条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合には、前項の規

定にかかわらず、第15条第1項の規定による調査を実施した後、入札結果通知書を入札参加者に送付するものとする。

3 市長は、第13条又は第16条の規定により落札者を決定したときは、落札決定及び契約締結通知書を速やかに落札者に送付するものとする。

4 市長は、第15条の規定により落札者を決定したときは、契約締結通知書を速やかに落札者に通知するものとする。

5 落札者の決定は、前2項の通知が当該落札者に到着した日から7日以内に当該落札者が契約締結に応じないときは、その効力を失う。

6 市長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、速やかに契約者決定通知書を契約の相手方に送付するものとする。

(契約書類の送付)

第20条 前条第3項、第4項及び第6項の通知には、契約書案、白岡市建設工事標準請負契約約款（業務委託の場合にあっては、白岡市標準業務委託契約約款等）、設計図書等その他の契約に必要な書類を添付するものとする。

(議会の議決を要する契約)

第21条 議会の議決を要する契約は、議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した建設工事等請負仮契約書を取り交わすものとする。

(契約の確定)

第22条 契約は、市長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(経営事項審査の確認)

第23条 市長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するもの

は、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。